

令和4年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和4年度愛媛県県立高等学校一般入学者選抜（以下「一般入学者選抜」という。）の入学志願者の受検機会を確保するため、一般入学者選抜に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 追検査の実施

- (1) 高等学校長は、当該県立高等学校に係る一般入学者選抜の入学志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあつたことにより、一般入学者選抜の学力検査等（令和4年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項（令和3年10月愛媛県教育委員会告示第7号。以下「入学者選抜実施要項」という。）第3の5に規定する学力検査等をいう。以下同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。
- (2) 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果は、それぞれ一般入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果とみなす。

3 受検手続

- (1) 一般入学者選抜の入学志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあつたことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学校等（入学者選抜実施要項第3の3(1)アに規定する中学校等をいう。以下同じ。）又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は、直接。（3）において同じ。）、令和4年3月8日（火）正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。
- (2) 一般入学者選抜の入学志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあつたことについて、中学校長の証明を受けなければならない。ただし、中学校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。
- (3) 高等学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、中学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

4 高等学校長の報告

- (1) 高等学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を令和4年3月8日（火）午後3時までに愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。
- (2) (1)に定めるもののほか、高等学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

5 学力検査、実技テスト及び面接の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、実技テスト及び面接については、入学者選抜実施要項第3の5(1)から(3)までの規定を準用する。ただし、一般入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあっては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、実技テスト又は面接に限り、追検査を行う。

6 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
令和4年 3月16日 (水)	9:00 ~ 9:15	点呼、受検上の注意
	9:20 ~ 10:05	国 語
	10:15 ~ 10:40	国 語(作文)
	10:50 ~ 11:40	理 科
	11:50 ~ 12:40	社 会
	12:40 ~ 13:25	(昼 食)
	13:30 ~ 14:20	数 学
	14:30 ~ 15:30	英 語
	15:40 ~	面 接 (工業に関するデザイン科に あっては、実技テスト(30 分)終了後に面接)
令和4年 3月18日 (金) (予備日)	9:00 ~ 9:15	点呼、受検上の注意
	9:20 ~	面接(実技テスト)

注 受検者が多い場合は、面接(実技テスト)を予備日(3月18日(金))に実施することがある。

7 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

8 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した高等学校にあっては、入学者選抜実施要項第

3の7及び第4の8の規定に関わらず、令和4年3月22日（火）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

9 学力検査の得点等の口頭による開示請求

学力検査の得点等の口頭による開示請求は、追検査を実施した高等学校にあっては、入学者選抜実施要項**第3の8**の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和4年3月22日（火）から1月間とする。

10 定時制の課程の第2次募集

定時制の課程の第2次募集は、追検査を実施した高等学校があった場合は、第2次募集を行う全ての高等学校において、入学者選抜実施要項**第5**の規定を準用する。この場合において、同項中「3月18日（金）」とあるのは「3月22日（火）」と、「3月22日（火）午前9時」とあるのは「3月22日（火）午前10時」と、「同月25日（金）にあっては、午前9時から正午まで」とあるのは「同月22日（火）にあっては午前10時から午後4時まで、同月25日（金）にあっては午前9時から正午まで」と読み替えるものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。